

長崎市規則第 95 号

長崎市水産振興計画審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長

鈴木 史朗

長崎市水産振興計画審議会規則を廃止する規則

長崎市水産振興計画審議会規則（平成 27 年長崎市規則第 35 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（長崎市組織規則の一部改正）

2 長崎市組織規則（昭和 50 年長崎市規則第 34 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 7 条の表水産農林部水産振興課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5
号とし、第 7 号を第 6 号とする。